

サポ・ちばニュース NO-6 (2018.5.9)

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば事務局発行

消費者問題専門講座第2回、第3回を開催

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（愛称「サポ・ちば」）では、行政が行う消費者政策（制度や法律）等についての情報や学習機会を提供することを目的に、消費者問題専門講座（連続3回・会場 弁護士会館）をスタートしました。この消費者専門講座は、会員をはじめ消費者の皆さんに、適格消費者団体として活動する上で必要な法律や制度等に関する知識はもとより、適格消費者団体の役割について理解を深めていただくことを目的としています。

ここでは、第2回、第3回の様子をご紹介します。

◆第2回（開催日：2017年12月17日（日）・参加者：31人）

テーマ：「適格消費者団体のための景品表示法～不当表示の解釈基準を中心に～」

講師：東京弁護士会 宮城綜合法律事務所 宮城朗弁護士



講師の宮城朗弁護士は消費者関連事件が経験豊富な弁護士で、日本でも有数の重大弁護団事件に常に中心にいて奮闘されてきたベテラン弁護士です。また適格消費者関連では、東京にある消費者機構日本（COJ）の理事にも就任されています。講師の宮城さんは、始めに景品表示法が一般消費者の自主的且つ合理的な選択の機会を保障する法律であり、悪質業者を排除、淘汰することで業界全体の信用性の向上にもつながる法律であると説明されました。

そして不当表示には「優良誤認表示」と「有利誤認表示」があることをお話くださいました。その具体例として、優良誤認事例では「商品」「役務」などの事例、また有利誤認では太陽光発電システムや医院、スーパーのチラシなどの事例を複数示していただきました。

また消費者庁の行う措置命令や課徴金制度についてもいくつかの事例を紹介していただき、今後のサポ・ちばでの申入れ活動に非常に参考となりました。

講義の後半では、まさしく適格消費者団体を取り扱うべき分野の事例をもとに、経験上苦労された点や一般的に注意すべき事項等を具体的に指摘していただきました。それぞれ参考となる資料を挙げていただき、実際の申入れ活動における事例検討においてとても役に立つ講義となりました。

特に、表示に関する差止を検討する場合、過去の裁判例だけではなく、消費者庁の措置命令事案を確認することが効率的との説明は、今後のサポ・ちばの活動においても参考になるものでした。



参加者からは、実際のチラシや広告の画像を利用していただいたため、イメージを掴みやすくわかりやすかったとの感想がありました。

◆第3回（開催日：平成30年2月4日（日）・参加者数：36人）

テーマ：「適格消費者団体のための特定商取引法研修」

講師：兵庫県弁護士会 神戸さきがけ法律事務所 上田孝治弁護士

第3回は、講師の上田弁護士から「適格消費者団体のための特定商取引法研修」と題してご講演いただきました。前半は平成28年改正部分を中心に特定商取引法について講義いただき、後半は適格消費者団体ひょうご消費者ネットの事務局長という立場から適格消費者団体の実情等についてご説明いただきました。

前半部分の特定商取引法の講義では、訪問販売における指定権利制が廃止され特定権利制へと改正されたことにより、これまで規制の対象外であった権利を広く規制対象に取り込むことが可能と見込まれていることや、各販売方法において不実告知の禁止規定の対象となる行為が加えられたこと、規制対象となる勧誘方法にSNSでの勧誘が含まれるようになったことなどの説明がありました。

また特定継続的役務提供に関する改正点である美容医療については、その規制対象となる役務が限定的になっていること等の指摘もありました。

後半は、適格消費者団体の実情等についてお話しいただきました。上田弁護士が事務局長を務めるひょうご消費者ネットでは少ない予算規模で運営を行っているため、事務局体制の脆弱さなどが理由で消費者庁の認定更新が危ぶまれることもあったとお話しでした。これを支えるために、上田弁護士が事務局業務の多くを担っていらっしゃるそうで、熱意がないと続かない部分があるとのことでした。

サポ・ちばでも、持続性のある組織体制をどのように構築するのかについては今後の課題であると感じた講演でした。

以上